

飛 議 第 2 7 1 号

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

飛騨市長 都竹 淳也様

飛騨市議会議長 澤 史 朗

市政に関する要望書

議会として調査してきた事案や議会活動を通じて得られた意見について取りまとめました。
については、以下の事項について積極的な対応をされることを要望します。

記

1. 防災行政無線の整備にかかる基本構想について

防災行政無線は、災害時等における情報の伝達手段として大きな役割を果たしており、現状のアナログ方式からデジタル方式への移行が大きな課題となっている。デジタルへの移行後も防災行政無線の役割はとても重要であることから、将来の環境をできる限り見通した基本構想を策定する必要があると共に、財源を有効活用した後戻りのない環境を整備する必要がある。

◇要望事項

- ①市民が災害時においてもFM放送が受信できるよう基本構想に盛り込み、受信環境を整備すること。

2. 行政区からの要望事項について

道路、水路、トンネルなどインフラ整備に対する要望は、人口減少や高齢化を背景に意見交換の場でも数多く寄せられた。財源が確保され実現できる事案については早期着手を求めるとともに、実現が困難な事案等については、行政区との連絡調整を図り市と行政区との情報が共有され理解が得られるよう進めることが必要である。

◇要望事項

- ①地域のボランティア活動として行われてきた市道沿いや高所における草刈作業への支援。
- ②各地域における、市に対する要望から回答までの流れの周知。

3. 国県施設等に対する市からの要望活動について

市民生活にとって道路や水路などの身近なインフラは、日常生活においても、また災害時においても重要なものである。その管理体制は、国・県により管理されているものも多い中、市民が訴えるインフラに対する維持管理への要望や不安を少しでも解消できるよう市による国県への要望を求める。

◇要望事項

- ①国道360号、471号のダム放流量による通行規制に対する情報提供の迅速な対応。
- ②国県が管理する道路のボランティア活動による草刈り支援。
- ③冬期間の交通の安全を図るため国・県道沿いの灌木除去。

4. 児童生徒の安心安全な通学環境の整備について

地域の子ども達が安心して通学できるよう、地域住民が協力し見守り活動や環境整備活動が続けられてきた。クマの出没や不審者など不安を感じる情報が寄せられる中、今後も安心して通学ができるよう防犯対策と環境整備が必要である。

◇要望事項

- ①地域の協力で行われていた通学路の草刈作業への支援と防犯対策の充実。

5. 上町農産物直売所施設の適正な運営支援について

令和4年7月に上町農産物直売所施設「そやな」が竣工し営業が開始されたが、市民や来市者に親しみ喜ばれる指定管理施設として、運営を本格軌道に乗せ安定した経営が図れるよう、管理者としての支援を継続することが必要である。

◇要望事項

- ①地元農産物等が生産者から買い取られ安定的に販売されること。
- ②管理者が店長の人件費を自前で捻出できるよう継続的に行政指導していくこと。

6. 鳥獣被害への継続した対策について

猪や猿等の鳥獣被害が市内各地で現れ、農作物への被害はもとより農業を営む市民の耕作意欲までを奪い農地の荒廃につながるものが危惧される。人口減少や高齢化による荒廃農地の増加抑制や集落環境の維持を図るうえで継続した鳥獣被害対策や補助制度の継続が必要である。

◇要望事項

- ①鳥獣被害対策の補助制度の継続。
- ②実証実験終了後の地域への継続支援。
- ③集落周辺里山林整備の促進。

飛政第346号
令和5年2月16日

飛驒市議会議長 澤 史朗 様

飛驒市長 都竹 淳也

市政に関する要望について（回答）

令和4年10月25日付け飛議第271号で要望のあった件について、別紙のとおり回答します。

1. 防災行政無線の整備にかかる基本構想について

① 市民が災害時においてもFM放送が受信できるよう基本構想に盛り込み受信環境を整備すること

【総務部】

令和4度においてデジタル化基本計画を策定中で、戸別受信機による防災行政放送は受信できるよう設計する予定です。

一方、FM岐阜、HitsFM等の一般放送と防災行政無線は、周波数帯等が異なることに加え、電波法の規定による総務省の認可が得られないため、一般放送の受信についてはデジタル化基本構想の対象外となります。

そこで、一般のFM放送の放送番組を聴くためには、「NHKらじるらじる」や「ラジコ」等（無料）のインターネットラジオをご利用いただくこととなります。なお、ラジコ等の利用方法については、まずは、2月21日、宮川振興事務所にて「スマホでラジオ講座」を開催する予定です。

2. 行政区からの要望事項について

① 地域のボランティア活動として行われてきた市道沿いや高所における草刈作業への支援

【基盤整備部】

高所で危険が伴う箇所や高齢化により今後除草ができないなど、地元区での対応が困難な場所については、建設業者等へ外部委託するよう令和5年度は予算を増額し対応いたします。しかし、現実には限られた予算の中での対応となり、全ての路線を網羅できないのが現状ですので、対応できる範囲で地元のご協力をお願いします。

あわせて、各地区への資機材の貸与や支給を行う飛騨市版ロードプレーヤーの創設や、ヒダスケを活用した外からの応募による新たな除草体制の強化を図ります。

② 各地域における、市に対する要望から回答までの流れの周知

【基盤整備部】

毎年、各地区で行われる初回行政区長会において、地区要望のスケジュールや要望書作成時の注意事項について説明しています。

特に国・県要望については次年度予算編成上、6月末までに提出してもらい、8～9月の現地調査を経て11～12月に市が国県の回答をお伝えしています。なお、国県から回答は、時間がかかる旨の周知も行っています。

また、令和4年度より、区要望に対する前年度の対応件数や状況等を報告するようにしており、令和4年4月の区長会において令和3年度対応について報告しております。

3. 国県施設等に対する市からの要望活動について【基盤整備部】

① 国道360号、471号のダム放流量による通行規制に対する情報提供の迅速な対応

【基盤整備部】

国道360号岸奥地内の規制では、坂上ダム放流量が毎秒900tまたは岸奥観測所水位が-1.5m以上となった場合に通行止めとしており、ダム放流量が警戒流量450tに達した時は古川土木事務所から市へ連絡が入り、防災行政無線で速やかに市内全域へ周知することとしています。

国道471号野口地内の規制では、道路冠水流量が毎秒1,700tであるため、角川ダム放流量が1,342tを超える恐れのある場合古川土木事務所から市へ連絡が入り、防災行政無線で速やかに市内全域へ周知することとしています。

なお、河合・宮川町民への情報提供については、今後各振興事務所からも行政区長会長へその都度連絡する体制に改善を図ります。

② 国県が管理する道路のボランティア活動による草刈り支援

【基盤整備部】

県道については「ぎふ・ロードプレーヤー制度」として、県・市・地元区の三者で協定を締結し、草刈りや道路清掃、一部歩道除雪、危険箇所の情報連絡等について地元活動をお願いしており、県からは必要な用具や飲料水等の消耗品を支給することとしており、市は回収いただいたゴミの引き受け処理や、県との連絡調整を行っています。

現在のところ本制度を活用している団体等は神岡河合線杉崎山田間改良促進協議会のみであるため、今後幅広く活用されるよう各行政区等へ周知を図っていきます。

③ 冬期間の交通の安全を図るため国・県道沿いの灌木除去

【基盤整備部】

灌木除去については、交通安全上支障があるものは道路管理者が所有者の了解を得て除去しており、その他、交通安全上支障のない危険木については、倒木・危険木の伐採・撤去にかかる補助金制度を活用し所有者自らが除去するようお願いしています。

また、降雪等により冬期発生する支障木については、予測が困難であることからその都度除去等の処理を行っています。降雪期前には道路パトロールを実施し事前対応も行っていると聞いていますが、国県への各種要望の折にもお願いしていきます。

4. 児童生徒の安心安全な通学環境の整備について【教育委員会事務局】

① 地域の協力で行われていた通学路の草刈作業への支援と防犯対策の充実

【教育委員会事務局】

飛騨市では毎年、飛騨警察署、古川土木事務所、高山国道事務所、飛騨市PTA連合会事務局、市の関係部局による「飛騨市通学路安全推進会議」を開催し、通学路危険個所の合同現地調査や対策状況の確認を行うなど、通学路の安全確保を図り、その上で、通学路の選定は、周辺環境や交通量、危険箇所など確認し、地域や警察と協力して決定しています。

そうした中で、草刈作業については、通学路の一部（堤防道路等）を県から区に草刈作業を委託されて実施されているほか、道路管理者等により適切に維持管理いただいております。防犯対策では、昨年度に各校区で暗い道がないかを調査し、照明設置が必要な個所を把握するとともに、各地区における防犯灯設置補助金を令和5年度末まで時限的に拡大し対応をお願いするほか、熊の出没が多発する時期には、熊鈴を携行したり、不審者対策として口頃から「子ども110番の家」を確認したりするなどの取り組みも行っています。

現時点における、こうした通学路における問題等は発生していないと認識しておりますが、引き続き関係機関と連携を密にし、子ども達の安全対策については万全を期してまいります。

5. 上町農産物直売所施設の適正な運営支援について

① 地元農産物等が生産者から買い取られ安定的に販売されること

【農林部】

テレビや雑誌などの各種媒体による誘客支援をはじめ、生産者セミナーを通じた多種多品目・品質向上への取組みを強化して参りました。また、社会実験として山之村地区や宮川・河合地区からの集荷をスタートさせ、品揃えの充実を図ったほか、地元ならではの珍しい野菜の料理レシピを店頭に掲げるなど、直売所の魅力アップに繋げるとともに生産者の所得向上を支援して参りました。

令和4年7月オープン以降、前年比約2.4倍(R4.12末時点)の売上げを推移しており、引き続き生産面、販売面の両面で支援して参ります。

② 管理者が店長の人件費を自前で捻出できるよう継続的に行政指導していくこと

【農林部】

店長の委託期間終了後となる令和6年7月以降の人件費については、市も指定管理者も自前で捻出するという認識で一致しており、店長の委託期間終了後に自走できるよう各種メディアを通じたPRに加え、集荷体制の構築や出荷者に対する種苗の支援を行い、直売所の魅力向上に繋げていくなど、多くの利用者に喜ばれるよう引き続き支援して参ります。

6. 鳥獣被害への継続した対策について

① 鳥獣被害対策の補助制度の継続

【農林部】

個人の農地に対しては野生動物侵入防止施設補助金（市補助）、集落全体を囲う柵については鳥獣被害防止総合対策補助金（県補助）を活用し、個人及び集落への支援を引き続き実施いたします。

また、令和5年度より林業振興課内に鳥獣被害対策相談窓口となる「(仮称)鳥獣対策サポートセンター」を開設する計画です。加えて、有害鳥獣を誘引する果樹等の伐採に対する補助や、集落等が行う野生獣の追い払い活動に必要な道具を支給する新たな事業を創設し、支援制度の拡充を図ります。

② 実証実験終了後の地域への継続支援

【農林部】

「(仮称)鳥獣対策サポートセンター」は有識者指導のもと神岡町石神・数河地区での実証実験で得られた知見やデータを活かしながら、当地区を含む市内全域の集落の特徴に応じた具体的な防除方法等について助言・提案を行います。市では鳥獣害対策での経験を積み重ねながら、地域への支援を強化してまいります。

③ 集落周辺里山林整備の促進

【農林部】

市では令和4年度より森林環境譲与税を活用し、森林所有者の合意形成に基づき要望のあった集落について、林縁部の立木伐採など独自の森林整備を行なっています。今後も当該事業を中心に、県里山林整備事業も活用しながら里山林の整備を進めてまいります。